

**電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る解説の追補及び改定
(観賞魚用ヒーターの空焚きによる過熱対策)**

平成 27 年 7 月 24 日
電気用品調査委員会

平成 27 年 7 月 24 日付，電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈改正に伴い，電気用品の技術基準の解説（第 13 版 平成 26 年 1 月 1 日発行）について，以下の追補及び改定を行う。

解 説

赤字斜体部は現行の内容

別表第八 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具

(1 5) 電気保温盆、電気加温台および観賞魚用ヒーター

(解説)

3 . 八項の、「試験品又は木台が燃焼するおそれがなく」とは、水中用の観賞魚用ヒーターにあっては、爆発、燃焼、電源電線の離脱等をいい、発熱線自体の断線は含まない。

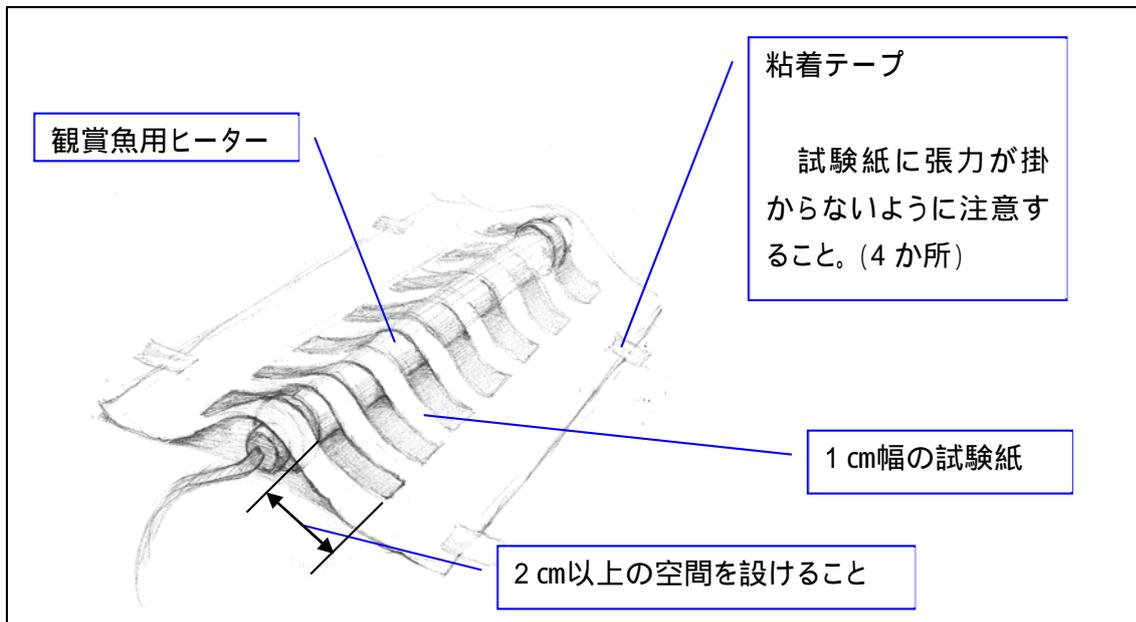
3 . 八項において、

- (1) 「試験品又は木台が燃焼するおそれがなく」とは、水中用の観賞魚用ヒーターにあっては、爆発、燃焼、電源電線の離脱等をいい、発熱線自体の断線は含まない。
- (2) 発熱部の 400 を超える部分の外側に取り付けられた外郭を構成する部品を保護カバーと呼ぶ。

解 説

赤字斜体部は現行の内容

(3) 試験紙発火試験方法の例を次に示す。

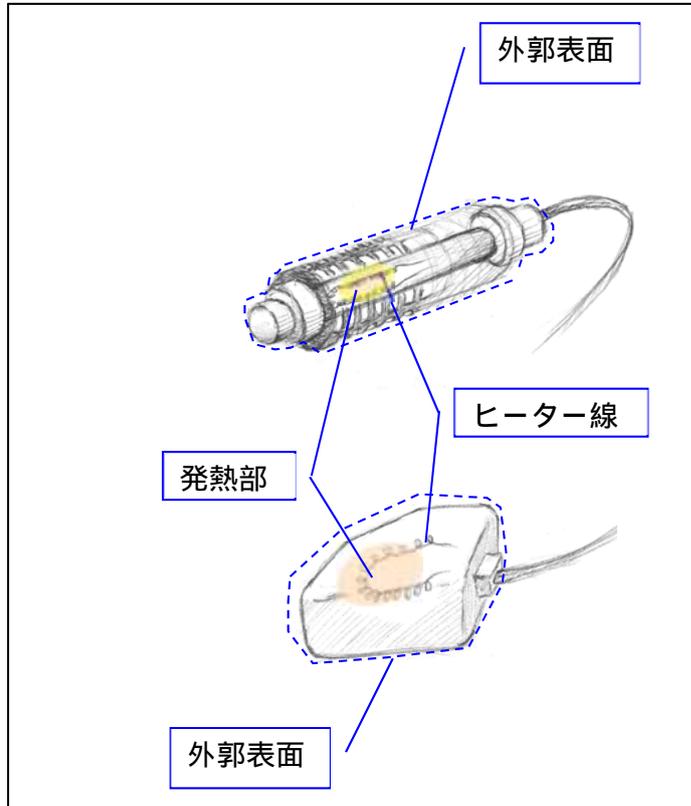


- (4) 「保護カバーはメンテナンスの後には必ず取り付けて使用する」或いは、「保護カバー無しで又は保護カバーが破損した状態で使用しない」等の記載を取扱説明書に記載すること。
- (5) 「紙が燃焼しないこと。」の“燃焼”には、試験の熱による乾燥、変色等は含まない。

解 説

赤字斜体部は現行の内容

(6) 各部名称の説明を次に示す。



以上